

ご意見並びにご意見に対する考え方、リクワイヤメントへの適用（特殊部）

No.	部名	項目	細分	ご意見	ご意見に対する考え方	リクワイヤメントへの適用
1	特殊部	A-1	外観	外観の判断が必要な場合、下水協や宅地認定協会にあるように目視の規格を明確に定めるべきではないでしょうか。	外観については、応募技術の全体の概要を把握するためのものであり、判定基準等は定めない予定です。	－（変更なし）
2	特殊部	A-1	外観	確認事項に外観の確認とありますが、判定基準を明確にすべきではないでしょうか。		
3	特殊部	A-4	寸法	「A-4 寸法」、「A-5 重量」の「根拠資料例」へ「公差を明示」する旨記載	寸法、重量等の明示は、応募技術の全体の範囲等を把握するためのものであり、「公差」については、提示を求めない予定です。	－（変更なし）
4	特殊部	A-4	寸法・形状	必要な構造図を図示し規格、重量一覧表を添付するなど規格条件を明確に定めるべきではないでしょうか。	必要に応じて、構造図を提示していただきます。なお、寸法・形状等については、応募技術の全体の概要を把握するためのものであり、規格等は定めない予定です。	必要に応じて構造図を提示してもらうように追記
5	特殊部	A-4	寸法・形状	一覧表だけでなく構造図としても明示し、構造形式（暗渠、開渠など）を確認すべきではないでしょうか。		
6	特殊部	A-4	寸法・形状	最低限必要な機能（ケーブル入れなど）を有しているかの確認も必要ではないでしょうか。	A-4寸法・形状では、応募技術の代表的な製品の寸法・形状について記載願います。必要な機能等応募者から提示する内容があれば、F-1その他の技術の特徴の欄に記載願います。	－（変更なし）
7	特殊部	A-5	重量	必要な構造図を図示し規格、重量一覧表を添付するなど規格条件を明確に定めるべきではないでしょうか。	重量については、応募技術の全体の概要を把握するためのものであり、規格等は定めない予定です。	－（変更なし）
8	特殊部	A-5	重量	一覧表だけでなく構造図としても明示し、構造形式（一体型、分割型など）を確認すべきではないでしょうか。	必要に応じて、構造図を提示していただきます。なお、重量等については、応募技術の全体の概要を把握するためのものです。	必要に応じて構造図を提示してもらうように追記
9	特殊部	A-6	価格	内空寸法が大きくなると、鉄筋量が増加するため、単位容積あたりの単価比較で不利になると思われます。	技術の概要を理解するために明示していただくもので、代表的な製品の価格について提示願います。	－（変更なし）
10	特殊部	A-6	価格	構造形式（暗渠、開渠など）により、構造計算の手法が変わるため、鉄筋量の差が生まれると思われます。		
11	特殊部	A-6	価格	上記より、内空寸法だけの価格の単純比較は難しいのではないかと思います。このため、構造図を提示した上での比較が必要であると思われま		

No.	部名	項目	細分	ご意見	ご意見に対する考え方	リクワイヤメントへの適用
12	特殊部	A-7	複合材料の構成	レジンコンクリート（REC）は、電線共同溝特殊部に多くの実績があるので、複合素材ではないが、確認事項・備考欄に例示として記載するべきと考える。 <記述例> 「確認事項」 RC構造、UFC製、REC製、等の複合構造の構成 「備考」（前略）～あるいは超高強度繊維補強コンクリート（UFC）やレジンコンクリート（REC）のような単一のマス材料で圧縮・引張の両荷重を負担する構造～（後略）	ご意見を参考に、確認事項および備考欄に記載された文章を修正します。	レジンコンクリート（REC）を追記
13	特殊部	B-2	車道部への適用が可能である	記載の1輪100kNは、1輪50kNの間違ひではないでしょうか。現在は一般的に50kNにて計算されております。	T-25後輪1輪は50kNですが、車道部では縦断方向に車輪が2軸かかり100kNとなります。それを表現上、1輪100kNとしています。 また、歩道部は、縦断方向に車両が通過することは想定していないため、横断方向で車輪が1軸かかるものとしており、一輪50kNとしています。	－（変更なし）
14	特殊部	B-2	車道部への適用が可能である	道路土工指針のように1輪100kNの基準はありますが、1輪50kNの基準も存在するので基準を限定してしまうのは問題があるように思われます。		
15	特殊部	B-4	低コスト化技術である	従来技術との比較をする場合、同等の機能や性能を有しているかの評価指標も必要であると思われるます。	前提として、基本的な機能については従来技術と同等の性能を有していることを求めています。	－（変更なし）
16	特殊部	B	共通	電線共同溝の設計荷重は、平成7年発刊の「電線共同溝」（財）道路保全技術センターの記載基準に準じている現状である。 (1)歩道 ①車両乗り入れが無い場合・・・500kgf/m ² の等分布荷重の群衆荷重、②車両乗り入れ部・・・T25荷重、後輪一輪の輪荷重50kN、衝撃係数0.1 (2)車道 ①T 2 5 荷重、後輪一輪の輪荷重50kN（現状は道路橋示方書から道路の状況に応じ100kNとすることが多い）、衝撃係数0.3～0.4 ⇒今後無電柱化整備需要が増すと想定できる狭隘道路等では、T25荷重や衝撃係数0.4という条件がオーバースペックではないか再検討することが必要ではないかと考える。その結果によっては低コスト化製品の開発機会を増やすことに繋がると考える。現状ある「道路橋示方書」や「道路構造令」の引用からの確な設定は難しく、無電柱化整備における整備道路の種別（速度制限や侵入車両制限等）により新たな荷重規格の設定が必要ではないか。 (例) 狭隘道路の場合は侵入車両制限によりT8荷重などを検討や速度制限や構造物設置箇所によって衝撃係数を0.1とするなど、荷重軽減ということに繋がれば、現状のRC構造物から樹脂やスチール、アルミ材、その他など材料費+運搬費+据え付け作業費まで含めトータルコスト低減に繋がる期待が持てると思われる。	今回実施する技術公募は、これまでの設計手法や基準を改めるものではありません。 これまでの設計手法や基準のもとで、適用が進んでいなかった新技術を活用するための公募であることをご理解願います。	－（変更なし）

No.	部名	項目	細分	ご意見	ご意見に対する考え方	リクワイヤメントへの適用
17	特殊部	C-1	使用材料の強度、物理的特性等	「C-1」の「根拠資料例」に鉄蓋の材質性能として「硬さ試験」、「腐食減量試験」、「摩耗減量試験」、「球状化判定試験」を追記	当該テーマの技術公募では、鉄蓋については、従来のものを使用することとしており、蓋に関する技術に関しては技術公募の対象としていません。	－(変更なし)
18	特殊部	C-1	使用材料の特性が明らかである	素材別の強度試験を定めたほうがいいのではないのでしょうか。	使用する材料により試験方法は異なるため、応募者から応募技術に適した試験方法とともに試験結果を記載いただく形式としています。	－(変更なし)
19	特殊部	C-1	使用材料の強度、物理的特性	強度や特性だけでなく、個別の材料に何を使用しているか（JIS品の可否など）も確認すべきではないのでしょうか。	使用している材料を明示していただき、応募者から応募技術に使用した材料の試験方法とともに試験結果を記載いただくこととします。	－(変更なし)
20	特殊部	C-2	耐久性	「C-2」の「備考」へ「長期信頼性に関する試験結果があれば明示」する旨追記	ご指摘に従い、必要であれば、長期信頼性に関する試験結果があれば明示していただくよう追記します。	「備考」へ「長期信頼性に関する試験結果があれば明示」
21	特殊部	C-2	耐久性	素材別の強度試験を定めたほうがいいのではないのでしょうか。	使用する材料により試験方法は異なるため、応募者から応募技術に適した試験方法とともに試験結果を記載いただく形式としています。	－(変更なし)
22	特殊部	C-2	耐久性	耐火性、耐熱性も項目に追加する必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘に従い、必要に応じて、耐燃性（耐火性）、耐熱性に関する試験結果があれば明示していただくよう検討します。	耐燃性、耐熱性に関する欄を追加
23	特殊部	C	その他	「C-3」として「耐熱性」の項目を追記	ご指摘に従い、必要に応じて、耐熱性に関する試験結果があれば明示していただくよう検討します。	耐燃性、耐熱性に関する欄を追加
24	特殊部	C	その他	「C-4」として「耐燃性」の項目を追記	ご指摘に従い、必要に応じて、耐燃性に関する試験結果があれば明示していただくよう検討します。	耐燃性、耐熱性に関する欄を追加
25	特殊部	D-3	管路部と特殊部の接続部分の性能	評価基準や試験方法を統一しないと比較しにくいと思われます。	管路部および特殊部に使用する材料の種類により、確認方法などは異なると考えられますので、試験方法などは統一しないこととし、応募者から、使用材料や形状に応じた試験方法とともに試験結果を記載してもらうことといたします。	－(変更なし)

No.	部名	項目	細分	ご意見	ご意見に対する考え方	リクワイヤメントへの適用
26	特殊部	D	その他	要求性能として、「ケーブル収容に必要な金物を設置できること」を追加すべきではないでしょうか。特殊部内の縦金物は、道路付属物として道路管理者で整備することとなっております。	ご意見を参考にして、要求性能として「ケーブルを収納できること」の記載を追加します。	「ケーブルを収納できること」の記載を追加
27	特殊部	D	その他	要求性能として、「特殊部の側部からの供給に対応できること」を追加すべきではないでしょうか。コンクリート製の特殊部には「ノックアウト」が設けられており、特殊部横の需要家へも引き込みが可能となっております。	ご意見を参考にして、「特殊部の側面部にも管路を接続できること」を記載します。	「特殊部の側面部にも管路を接続できること」の記載を追加
28	特殊部	D	その他	「C-5」以降に、「特殊部の組立完成品試験」として「荷重試験（頂版、側壁、底版）」、「引込金環強度試験」、「水密試験」を追加	「特殊部」の埋設前の出来形等の状態につきましては、既存の製品と同等であることを前提として、必要な試験結果などを求めることとします。	－（変更なし）
29	特殊部	D	その他	「C-5」以降に「鉄蓋の組立完成品試験」として「荷重強度試験」、「残留たわみ試験」、「破壊強度試験」、「内圧強度試験」、「放圧機能試験」を追記	特殊部の函体そのものを基本的な対象としており、鉄蓋については、従来のもを使用することを想定しています。なお、函体の形状が特殊で、蓋の形状等も特異なものに限定される場合には、蓋の部分を含め、所要の性能を有することを説明いただくことを想定しています。	－（変更なし）
30	特殊部	意見	その他	維持管理につきましては、公募技術の照査の際に収容ケーブルへの影響に関する電線管理者への意見照会についてご検討を要望致します。	ご意見を参考にさせていただきます。	－（変更なし）
31	特殊部	その他	その他	寒冷地への適用についても考慮すべきではないでしょうか。	基本情報に適用環境等について明示していただくこととしています。寒冷地等への適用に関しても留意事項等があれば記載していただくこととします。	－（変更なし）
32	特殊部	その他	応募条件について	蓋だけの提案も可としていただきたい。理由）、蓋と柵を合わせた応募条件では募集の門戸を狭めてしまう可能性があると思います。それぞれのメーカーが独自で開発したものを条件を狭めることなく自由に提案できることが必要だと思います。	特殊部の函体そのものを基本的な対象としており、蓋単独での応募については、対象外といたします。	－（変更なし）

No.	部名	項目	細分	ご意見	ご意見に対する考え方	リクワイヤメントへの適用
33	特殊部	その他	比較条件について	電線管理者、道路管理者の使い勝手の良さの確認が必要 1) 作業性について 2) 維持管理について	ご意見は参考にさせていただきます。	-(変更なし)
34	特殊部	その他	比較条件について	B-5、C-2、D-1などの同じような比較条件はひとつにまとめて製品強度条件としてまとめられないかどうか。または必須条件にまとめてはどうか。 さらに、大きな括りとして必須条件、作業性、保守性、景観性、経済性などの大きな括りの中で比較してはどうか。	「必須事項」と「その他」に分けて記載していただくこととしておりますので、現在のくくりでまとめていただくようお願いいたします。	-(変更なし)
35	特殊部	その他	その他	施工設置時のコストだけではなく道路管理者、電線管理者の維持管理コストのヒアリングはどの様にされているのか？	技術公募後、別途共通の条件を設定し、LCCの比較を行う予定です。その内容をもって、道路管理者、電線管理者に確認していただくものとします。	公募後条件を提示することを記載する